

第40号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,580円」に改め、別表の2の(1)の㍿の表を次のように改める。

㍿ 第1研修室等

区 分	使 用 料 の 額					
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後10 時まで	午前9 時から 午後10 時まで
第1研修室、第2研 修室、第3研修室、 第4研修室又は特別 研修室	円 690	円 920	円 920	円 1,610	円 1,840	円 2,530
第5研修室	1,520	2,030	2,030	3,550	4,060	5,580
第6研修室	260	360	360	620	720	980
和室研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
和室206、和室207又 は和室208	690	920	920	1,610	1,840	2,530
音楽室	820	1,110	1,110	1,930	2,220	3,040
茶室	330	450	450	780	900	1,230
試食室	570	760	760	1,330	1,520	2,090
調理室	1,210	1,610	1,610	2,820	3,220	4,430

多目的ホール	2,880	3,830	3,830	6,710	7,660	10,540
体育館	1時間につき					1,950円

別表の2の(1)の(イ)の表を次のように改める。

(イ) 第1創作室等

区 分		使 用 料 の 額					
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1 創作 室	貸切りの場合	円 940	円 1,270	円 1,270	円 2,210	円 2,540	円 3,480
	貸切りでない 場合(1人につき)	250	330	330	580	660	910
第2 創作 室	貸切りの場合	690	920	920	1,610	1,840	2,530
	貸切りでない 場合(1人につき)	180	240	240	420	480	660

別表の2の(1)の(ウ)の表中「2,270円」を「2,330円」に、「450円」を「460円」に、「1,700円」を「1,740円」に、「1,930円」を「1,980円」に、「3,870円」を「3,980円」に改め、別表の2の(2)の表を次のように改める。

(2) 島根県立少年自然の家

(ア) 第1研修室等

	使 用 料 の 額					
	午前9	午後1	午後6	午前9	午後1	午前9

区 分	時から 正午ま で	時から 午後 5 時まで	時から 午後10 時まで	時から 午後 5 時まで	時から 午後10 時まで	時から 午後10 時まで	
第 1 研修室	円 1,340	円 1,800	円 1,800	円 3,140	円 3,600	円 4,940	
第 2 研修室	870	1,170	1,170	2,040	2,340	3,210	
第 3 研修室	390	520	520	910	1,040	1,430	
体育館	1 時間につき					1,250円	

(イ) 第 2 ホール等

区 分	使 用 料 の 額		
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午前 9 時から午 後 5 時まで
第 2 ホール	円 1,240	円 1,660	円 2,900
創作室	940	1,260	2,200
第 4 研修室又は第 5 研修室	610	820	1,430
水星棟、金星棟、火 星棟、木星棟又は土 星棟	2,820	3,780	6,600
地球棟	810	1,100	1,910

別表の 2 の表の備考第 1 号中「(2)の表」を「(2)のアの表及びイの表」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立少年自然の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。